

地域の生活・文化と「集落公民館」
 (琉球弧) に関する実証研究
 — 公民館概念の再検討作業として (上) —

小林平造*・山城千秋**・福留純一***

小林浩隆***・北原淑子***

(1998年10月15日 受理)

A positive study on life and culture of community and the
 "Kominkan" of village community (the establishment for people)
 — A reconsideration on the concept of Kominkan —
 The first part

Heizou KOBAYASHI*, Chiaki YAMASHIRO**, Junichi FUKUDOME***

Hiroataka KOBAYASHI***, Yoshiko KITAHARA***

序 章

1. 本論文に関わるこれまでの研究報告

この研究は、次の論文や学会発表に続くものである。

- ① 小林・山城「沖縄における若者の芸能・文化活動と『シマおこし』——地域づくりの主体形成の視点から——」(1995年九州教育学会第47回大分大会発表)
- ② 小林平造・ほか「地域創造の主体形成と青年」小林文人・猪山勝利編著『社会教育の展開と地域創造』東洋館出版社1996年8月
- ③ 小林・金子・福留「自治公民館制度と生涯教育計画の研究——与論町の『自治公民館制度』を中心にして——東京・沖縄・東アジア社会教育研究会編集委員会編『東アジア社会教育研究』創刊号, 1996年9月
- ④ 同「自治公民館制度と生涯教育計画の研究——与論町の自治公民館制度を中心にして——」(1996年九州教育学会第48回九州大学大会発表)

*鹿児島大学教育学部

**名覇市立教育研究所教育史編さん室

***鹿児島大学教育学部大学院

⑤鹿児島大学教育学部社会教育学研究室 (小林・ほか)・与論町地域生涯教育調査報告書『“誠の島”に生きる人々のとりくみと学び』1998年4月

⑥その他

①②では、各集落において80名から100名以上の青年集団 (青年団ないし青年会) で担われるエイサーのとりくみ等が、沖縄独自の若者音楽文化勃興の影響も受けて、近年活発になっており、そのことが集落の青年会を活気づけ、今日の沖縄における地域や集落での青年の役割を、具体的な実践を通して、明らかにしてきていることを実証した。③④⑤では、戦前に集会所、公会堂、夜学などと呼ばれ (戦後の公民館に関する寺中構想以前)、戦後は部落公民館と呼ばれた歴史を持つ自治公民館 (与論町) を取り上げた。その意味では、伝統的で古い体質を有する自治公民館であるが、新たに区長制度を廃止し、「自治公民館長」を中心にして運営する「自治公民館制度」を導入して (1984年)、行政末端業務の煩雑さから自治公民館長を開放し、専任の自治公民館長による新たな活動づくり、集落づくりを可能にしてきた与論町のとりくみを検討した。それは、公的な社会教育・公立公民館と各自治公民館との「公民館ネットワーク論」とそれに基づく公民館の条件整備論の一つの典型を示したものであった。また、このようなとりくみが、地域を興す新しい自治公民館活動を創造する拠点になっていることを実証した。

2. 本論文の課題と対象

本論文は、表題に即してこれまでの研究を継続し、深めていくことをめざす。対象とする地域は、与論町・朝戸集落 (奄美)、沖縄県名護市・源河集落^{げんか}、屋部集落^{やぶ}、辺野古集落^{へのこ} (沖縄) である。今回は源河集落を主な検討対象とし、論点に即して他の集落を取り上げて検討していくこととする。また、地域によって自治公民館、字公民館などと呼称されるが、ここでは、必要な場合を除いて「集落公民館」と統一して示すこととする。

沖縄では、戦前に「区事務所」と言われていたものが、戦後米国占領下で復活させられていき、1953年の琉球政府中央教育委員会「公民館設置奨励について」を受けて、字公民館として普及していった事実を持つ。沖縄では異民族統治下で字公民館が普及させられたのである。そして、市町村自治体における公立公民館の設置は1971年の読谷村中央公民館の開館が最初であった。

先行研究においては、集落公民館について、住民自治や地域民主主義という視点 (例えば、京都府・久美浜町：大前哲彦氏)、あるいは地域住民組織の再生 (例えば、鳥取県倉吉市) という視点からの論及が多かった。さらには、政策や行政の末端としての機能 (小川利夫氏) と民衆のエネルギーを醸成していく機能との矛盾論を捉え、民衆的なエネルギーの蓄積を強調したり (小林文人・末本誠氏など)、これを村落構造論からとらえ、村落における今日的な問題構造を支配被支配の「対抗的視点もふくめて」解明していこうとする研究 (神田嘉延氏) などもあった。それぞれに対して

いくつかの問題点と実証研究の不十分さを指摘せざるを得ないが、報告者集団としては、日本社会教育学会などの公民館論研究における「自治(集落)公民館」研究(日本社会教育学会編『現代社会教育の創造』1988年6月、P512:小林文人)を、ここでは「集落公民館」として概念化し、集落における日常的な生活と文化創造の意義を重視する視点から検討を深めていくこととする¹⁾。

沖縄では、人々が「集落公民館」を大切にしている地域活動を展開してきたが故に、「集落」の生活構造が残存し、字公民館と集落の組織によって、地域文化、祭り、年間行事、民間信仰、子育て、そして生産と集落自治などの機能が「集落」というエリアに継承され息づいてきた。そうであるからこそ、祖国復帰運動で典型的に示されたように、あるいは今日の基地問題(辺野古集落)や環境問題(源河集落の琉球アユ)、「シマおこし」(朝戸集落ほか)の課題など国や国際関係など集落を越える課題に直面した際にも「集落公民館」は「集落」というエリアにおいて民衆を組織し、有効な活動を展開し得たし、展開し続けているのではないか。地域事例によってこれらを実証しながら、琉球弧に個性的な「集落公民館論」を析出していくこととしたい。

3. 沖縄と奄美における公民館の成立と展開

1) 沖縄の場合

第二次世界大戦後、焦土と化した沖縄では、各区ごとの事務所がなんらかの形で再建され、これを中心にして戦後の復興・村おこしが進められた。沖縄において「公民館」の名称が行政用語として現れるのは、日本本土の教育基本法(第七条)の導入過程においてであった(後の、沖縄群島教育基本条例:1951年)。そして具体的な文書としては、1947年の「沖縄民政府文化部『市町村文化事業要綱』」における「公民館(附簡易図書館)」が最初のものであろう。しかし、戦後沖縄の公民館の展開に実質的な影響を持ったのは、1953年11月の「琉球政府中央教育委員会『公民館設置奨励について』」である。これは、奄美を経由して沖縄に伝えられたとされる日本本土の公民館次官通牒の表現(「可能であれば、部落の分館云々」とは異なる内容があり、また「公民館は教育区(実質的にみて市町村行政・・・筆者)が設置する」とある。そして実際の経緯は、民政府にも市町村にも財政的根拠が不十分な状況のなかで、「各部落の分館」にあたる「区事務所」などが「字公民館」とされ奨励援助される行政が展開されたのである。その「字公民館」は、すでに1955年には35パーセントの設置率となっていた。こうして沖縄では、異民族統治下において、「字公民館」が奨励され定着したのである。そして、市町村による公立公民館の設置は1971年開館の読谷村中央公民館が最初であった。復帰後は市町村立の公民館設置が進展し、現在、字公民館構想と公立公民館(中央公民館である場合が多い)構想とが並列して(二重構造)、それぞれのあり方と相互のネットワークのあり方とが課題とされている。

2) 奄美の場合

奄美では、1950年8月に全市町村に公民館を配置し、「成人教育主事」(当時。1951年には、社会教育主事とされる。)、同主事補を配置しているが(名瀬市や与論町、知名町、などの市町村史で確認される。また、小林文人・横山宏『公民館資料集成』エイデル研究所1986年5月P53等)、公民館の実態は、施設的にもほとんどみるべきものはなく貧弱な施設状況であった。但し、成人教育主事の配置は当時としては特出すべきものであったといえる。この成人教育主事の配置は、奄美において当初公民館施設は不十分なものの、成人教育主事(実質的な公民館主事)を中心にした社会教育行政の活動(実質的な公民館活動)を早い時期から盛んにした要因になったといえる。この後の展開は、1954年の祖国復帰後の比較的早い時期に市町村立の公立公民館が設置されていくという特徴を持つ(知名町では、すでに1951年11月に落成、また和泊町では1966年に落成している)。

ここで取り上げる与論町では、中央公民館(農村振興センター)の設置は1969年と大幅に遅れている。ここには、与論町における自治公民館を重視した自治体行政施策の展開の歴史的地域的背景が形成されていたと考えられる²⁾。奄美でのこれらの経緯については、今後の検討を必要とするが、公立公民館活動を主軸とした公民館活動が戦後に展開したことは確認しておこう。それは沖縄との大きな相違点でもある。

(注)

- 1) 集落の持つ自治機能を重視して「自治公民館」とする考え方もあろう。むしろここでは、市町村自治体のエリアに形成されてきた生活・自治機能に対して、集落が個性的に持つ芸能、文化、伝承行事と民間信仰、自然、子育て、生産などの機能、そして集落に関わって形成されてきた「結い」や「門中(ムンチュー)」、郷友会などの機能、これら集落における生活を構成する諸要素であり、集落における自治機能の土台を形成しているもの、ここに着目して、「集落公民館」としておきたい。
- 2) 前掲、小林・ほか「自治公民館制度と生涯教育計画の研究—与論町の『自治公民館制度』を中心に—」参照。

1章. 自治体行政と集落公民館の組織, 活動

1. 名護市と源河, 屋部, 辺野古, 3集落の概況

名護市は、古くから沖縄本島北部の産業、経済の中心地として栄えてきた。1970年に1町4村が合併して成立した自治体である。また、1993年には地方拠点都市地域に指定されている。(表1-1参照)に明らかなように、人口は合併の後1973年以降は増加の一途をたどり、1997年9月1日現在で54,440人(10,916世帯)となっている。本島北部の中心地域であり、山原(「ヤンバル」と読む。沖縄本島北部地域)における人口の都市部集中傾向がみられる。同時に名護市内においても、中心部への人口集中傾向は顕著である。産業別就業者数は、1970年以降、第一次産業が著しく減少し、二次三次産業が増加してきている。特に三次産業の伸びは顕著で、70年から20年の間に2倍とな

表1-1 名護市・源河・屋部・辺野古の5歳階級別人口

年 齢	名 護 市			源 河		
	男	女	計	男	女	計
0～4	1,855	1,739	3,594	24	10	34
5～9	1,988	1,945	3,933	16	24	40
10～14	2,270	2,137	4,407	22	22	44
15～19	2,172	2,022	4,194	31	17	48
20～24	2,059	2,010	4,069	16	17	33
25～29	1,670	1,669	3,339	21	18	39
30～34	1,718	1,678	3,396	21	22	43
35～39	1,991	1,937	3,928	22	13	35
40～44	2,254	1,971	4,225	36	20	56
45～49	2,338	2,051	4,389	43	39	82
50～54	1,195	1,155	2,350	11	13	24
55～59	1,381	1,340	2,721	18	19	37
60～64	1,262	1,203	2,465	25	27	52
65～69	1,069	1,166	2,235	30	27	57
70～74	667	1,051	1,718	20	36	56
75～79	531	842	1,373	11	26	37
80～84	380	722	1,102	20	22	42
85～89	181	433	614	6	11	17
90～94	66	217	283	1	8	9
95～99	13	78	91		1	1
100～104	1	12	13		1	1
105～109		1	1			0
110～114			0			0
115～119			0			0
計	27,061	27,379	54,440	394	393	787

年 齢	屋 部			辺 野 古		
	男	女	計	男	女	計
0～4	28	36	64	47	58	105
5～9	53	46	99	46	46	92
10～14	56	58	114	62	55	117
15～19	58	49	107	53	48	101
20～24	55	35	90	53	58	111
25～29	33	24	57	45	39	84
30～34	28	37	65	27	38	65
35～39	47	40	87	51	52	103
40～44	79	55	134	48	48	96
45～49	65	56	121	53	45	98
50～54	39	26	65	32	39	71
55～59	27	31	58	38	52	90
60～64	30	31	61	46	50	96
65～69	39	35	74	29	41	70
70～74	29	37	66	15	34	49
75～79	17	34	51	14	20	34
80～84	9	19	28	9	19	28
85～89	8	12	20	3	7	10
90～94	1	7	8	2	3	5
95～99		2	2		1	1
100～104			0			0
105～109			0			0
110～114			0			0
115～119			0			0
計	701	670	1,371	673	753	1,426

っている。

(図・1-1~3参照)源河集落は、大宜味村に隣接する純農村地域であり、過疎化、高齢化で特徴的な集落である。高齢化率は約28パーセントで、人口は復帰後徐々に減少し1997年9月では787人となっている。農業従事者が42パーセント、サービス業が40パーセント、二次産業が18パーセントである。後にみるように、ここでは源河川のアユが一度絶滅しており、集落をあげた住民運動で

図1-1



アユを呼びもどすとりくみを旺盛に展開している。

屋部集落は、名護市の中心部に近く、近年は新興住宅地域も増加してきている。人口は、定着ないし微増傾向にあり、1997年9月では1,371人である。高齢化率は約18パーセント、農業従事者が16パーセントと少なく、サービス業が58パーセントと多い。名護市全体と同様な傾向を示している集落である。屋部集落は、後にみるように、古くからの伝統に裏づけられた芸能とまつりを有する集落であり、その担い手継承や運営の中心に集落公民館が位置づいている。年中行事や神行事なども豊富に行われる。芸能の担い手としての青年の養成も着実に行われ、沖縄・ヤンバルの典型的な古くからの町並みを持つ集落でもある。

辺野古集落は、集落内に米軍基地を抱え、復帰後は基地従事者の移住による人口増加があったが、後には減少傾向となった。1997年9月では1,426人となっている。高齢化率は14パーセントであり、15～29歳の青年人口が296人で21パーセントを占めていることが特徴的である。基地を中心にした都市型地域である。農業従事者が10パーセントと著しく少なく、二次産業が25パーセント、基地従事者を含むサービス業が63パーセントと著しい特徴をみせている。後に検討するように、現在、普天間基地の返還に伴うヘリポート基地建設問題が深刻になっている集落でもある。

2. 名護市の社会教育行政・中央公民館と字公民館

社会教育行政 名護市には、市立博物館、市立崎山図書館、市立図書館準備室、市立中央公民館と市立仲尾次公民館（その実態をみると、実質的な仲尾次の字公民館といっている。）などの社会教育施設がある。また、市民会館も社会教育施設として位置づけられている。社会教育と社会体育とは区分されている。社会教育行政・財政としては、名護市史の編纂と文化財保護に関する行政も重要な位置づけを与えられている。ちなみに、1994年の公民館費は社会教育費の10.7パーセントを占めており、42,527,000円である。

名護市の社会教育は、①社会教育職員と市民による手づくりのとりくみによって開館した名護市立博物館があり、「名護・やんばるの生活と自然」を博物館テーマとする「地域博物館構想」で注目されてきた。また、②市立崎山図書館での着実なとりくみを背景とした名護市立図書館づくり、③市史編纂事業として展開される「字誌づくりの推進と支援」¹⁾、④字公民館活動の活発な展開、⑤青年による芸能・文化活動の展開（「名護市青年団やんばる船」など）への支援²⁾、⑥それらを可能としてきた社会教育関連職員集団などで、社会教育の分野では全国的に注目される地域でもある。

中央公民館行政と字公民館 名護市では、実質的に中央公民館1館と55の各集落に位置づく字公民館（資料では「自治公民館」）で構成されている。典型的な沖縄型公民館体制といえることができる。

具体的にみてみよう。1997年度の「社会教育基本方針」によれば、中央公民館活動を「積極的に推進する」ことと同時に「文化ならびに各自治公民館との連携を蜜にして諸活動の活性化を図り支援する」とされている。そのための「重点施策」としては、「(7)公民館事業・活動の推進」として

「分館・自治公民館との連携を蜜にし、「移動講座」の推進と交流を図る」ことが位置づけられている。

さらに、「名護市公民館連絡協議会」が、総ての字公民館の参加で組織されている。ここでは、①字公民館長相互の交流や情報交換が行われ、②字公民館長の研修大会も実施されている。これらに関する予算は1994年度の場合、約49万円が計上されている。

以上、名護市の社会教育行政・公民館行政においては、中央公民館と字公民館活動とを振興していく構想であるが、字公民館活動に対しての公民館予算はわずかである。それは字公民館の自治性を重視することと、(表・1-2参照)行政事務委託による委託料の出費が考慮されていることによるものと考えられる。

表1-2 名護市行政事務委託事項(市が区に委託する)

1	市民への各種文書(郵送しがたいもの)の配布,伝達に関すること。	(総務)
2	市の各種行政事務の調査の協力に関すること。	(総務)
3	青少年の健全育成,交通安全対策の啓蒙宣伝活動の協力に関すること。	(総務)
4	「市民の広場」の配布に関すること。	(企画)
5	市税の納税督促に関すること。	(納税)
6	納税組合育成の協力に関すること。	(税務)
7	市税申告の協力に関すること。	(税務)
8	各種共同募金の協力について。	(民生)
9	歳末助け合い運動の協力について。	(民生)
10	災害救済に関する協力に関すること。	(民生)
11	国民健康保険料,国民健康保険税の納税督促に関すること。	(保険予防)
12	納付組織育成の協力に関すること。	(保険予防)
13	各種予防接種の協力に関すること。	(保険予防)
14	各種集団検診及び健康増進の協力に関すること。	(保険予防)
15	清掃検査の協力に関すること。	(環境衛生)
16	ゴミ収集の協力に関すること。	(環境衛生)
17	畜犬登録及び狂犬病予防注射の協力に関すること。	(環境衛生)
18	農林業に関する各種調査の協力について。	(農林水産)
19	農林業の振興計画策定の調査に関する協力について。	(農林水産)
20	農産物,農耕地の災害,公害調査及び病虫害の防除に関する協力について。	(農政畜産)
21	各種種苗事業の協力について。	(農政畜産)
22	山林,原野の保護育成に関する協力について。	(農林水産)
23	種苗入札金等の徴収の協力について。	(農林水産)
24	家畜,家きんの調査及び予防注射の申請に関すること。	(農政畜産)
25	計量器検定に関する協定について。	(商工観光)
26	風水害の調査の協力について。	(農林水産)
27	工事箇所の潰れ地の承諾書提供事務の協力及び補償折衝立ち会いに関すること。	(建設)
28	市道,農道等の敷砂利現場立ち会いに関すること。	(建設)
29	春夏,火災予防運動の協力に関すること。	(消防)
30	火災,台風,風水害等の情報伝達及び災害時の消防への通報並びにそれらの被害軽減のための協力について。	(消防)
31	文化財保護の協力に関すること。	(社会教育)
32	社会教育,社会体育活動の協力に関すること。	(社会教育)

また、『名護市新総合計画（基本構想・後期基本計画）』（名護市企画調整課1995年）によれば、字公民館の整備充実、学校施設開放などとともにコミュニティ施策として位置づけられている。その「第3章、教育・文化都市の実現」の部分には、「文化の振興」「学校教育の充実」「社会教育・体育の充実」と並んで、「第4節、市民自治の充実」が位置づけられており、「コミュニティの醸成」の基本施策として学校施設の開放と共に「字公民館の整備充実」が位置づけられている。ここには、市民自治充実をすすめる字公民館活動への期待が示されている。

字公民館活動への社会教育財政支援が少ない点は、論争的な課題ともなるが、後にみる与論町の「自治公民館制度」と較べて、対比的であることを指摘しておこう。

なお、名護市は区長制度をとっており、字公民館長は区長が兼任である。その区長への行政事務委託の内容は、(表・1-2)に示す通りであり、相当多くの職務内容があることが示されている。これに対する行政委託費は、例えば1996年度の場合、源河区で2,047,350円、屋部区が2,067,000円である。

3. 名護市の集落と字公民館——源河集落と屋部集落を中心に——

用語の問題 沖縄では一般に「字公民館」という場合が多い。しかし歴史的にみれば、「区事務所」から「部落公民館」、そして「字公民館」と言われるようになった経緯がある。ここから、現在では「区」と呼ばれたり、文書では「区の行政」であったりする。また、「字公民館」と呼ばれたりしている。名護市行政においても用語の統一はなされていない。すでにみたように、コミュニティ施策では「字公民館」、教育行政では「自治公民館」などという場合が多い。①ここで重要なことは、「区」や「区の行政」と「字公民館」とは同一のものを指しているということである。前者はその行政的側面を重視し、後者はその公民館的・社会教育的側面を重視する視点から出てきた用語と理解すべきであろう。②また、報告者等がこれらを統一する概念として、「集落公民館」と呼称することはすでに述べた。③このような集落公民館が、「シマ社会型共同体」の全体像であり、「字公民館」は地域自治の組織であると説明する人物もあった（名護市図書館準備室長、鳥袋正敏氏・・・報告者等のヒアリング）、参考までに指摘しておこう。

字公民館の組織 (図・1-4参照) 屋部区では、各家から一人ずつ参加する区民総会（源河区では「戸主会」）が区を組織する母体である。区長は、区民総会において選挙で選出され、書記と共に字公民館に専任で務め、日常業務や祭り、神行事など様々な業務を司る。

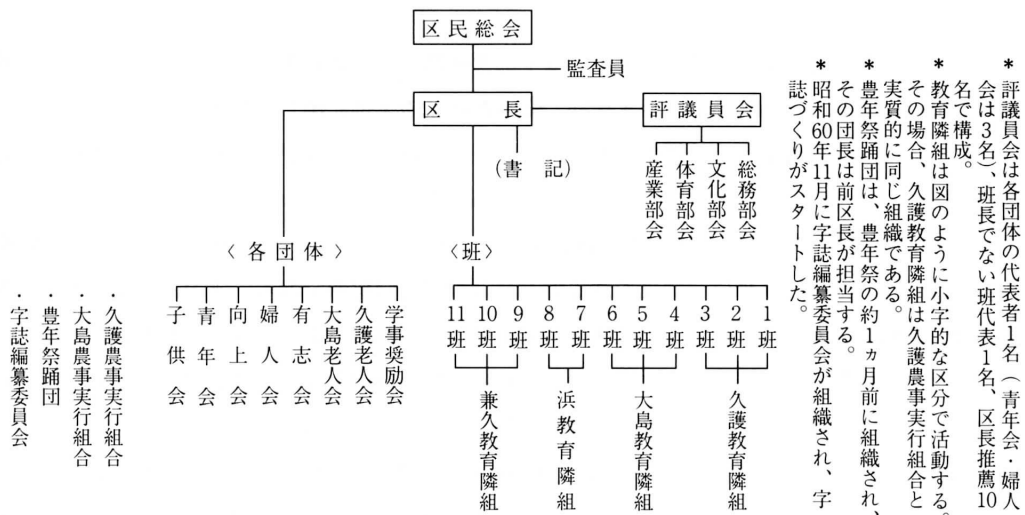
評議委員会は、総務部9人、文化部9人、体育部11人、産業部10人、監査員3人、合計42名で構成され、日常的に区民総会を代理する。源河区では「代議員会」と呼ばれ、各パール（「班」のことをこのように呼ぶ）から2名、各団体長、農業委員・土地改良理事長の18名で構成されている。

また、区は「班」によって区分されており屋部区の場合11存在する。この班はさらに3つか2つを一つにして「教育隣組」（親と子供が参加する地域子育て団体）を形成している。

さらに分野別、階層別の団体(ないし部)が区長の下に位置づけられている。屋部区の場合、子供会、青年会、向上会、婦人会、老人会(大島地区と久護農事実行組合、大島農事実行組合、豊年祭踊団(豊年祭の一カ月前に組織され団長は前区長が担当する)や字誌編纂委員会(1985年から活動開始)などがある。これらについては、集落によって様々なものが位置づいている。源河区では、消防班、開墾組合、養豚組合、野菜組合、みかん組合、そして「源河川にアユをよび戻す会」である。

このように字公民館の組織は、「シマ社会」³⁾の自治組織として集落の中心に位置づいているのである。

図1-4 屋部区自治機構図



字公民館の行事と取り組み内容 沖縄における集落公民館は、生産と消費、「結い」などの相互扶助と福祉、祭りや芸能、年中行事などの地域文化、御願や民間振興、子育てと学校づくり、運動会やスポーツ活動、環境保全や災害対策、消防、基地問題へのとりくみや字誌づくり、そして郷友会など集落に関わる様々な営みが展開されている。これらの行事やとりくみには、次のような特徴を指摘することができる。一つは、祭りや芸能、年中行事、御願や民間信仰などが大きな位置を占めていることである。二つは、基地問題や環境問題など、集落を越えて広く市や県、国や世界を対象とせざるを得ない課題へのとりくみが展開していることである。三つは、字の歴史を綴るとりくみが各地で展開していることである。

字公民館の財政 源河公民館の「1996年度一般会計決算書」から検討しておこう。字公民館財政は、①区民の負担金(約260万円:人口787人)、②名護市の行政事務に対する行政委託費(約203万円)、③納税奨励金(80万円)④その他、借地料や利子などで、年間収入総額約819万円となっている。支出では、中心的な人件費として、区長給料が、19万円×12ヶ月=228万円、+手当て(ポー

ナス) 4ヶ月で76万円, 計304万円である。書記が160万円となっている。その他では、「^{かみんちゅう-}神人」手当の約11万円と御願費の4万円などが特徴的である。さらに別途会計では、区基本金(区の財産)の約5,922万円や源河共同売店の464万円(いずれも徐々に加算しながら繰り越して公民館施設建設などの費用としていくもの)などが特徴的である。

以上、字公民館の組織と取り組みと財政の実態からは、①集落としての完全な独立採算、②自治的な運営体制、③集落における生活・文化と労働と自治に関わる多様な活動が展開されている実態が明らかである。

4. 沖縄の集落に関わる「郷友会」組織とその取り組み

源河集落に関わる郷友会は、沖縄のなかでは中部源河郷友会と那覇源河郷友会とがある。中部源河郷友会は、①会員の生活向上、②相互扶助、③字源河との連携、協力に関する事業、④その他を目的としている。会員資格は、沖縄中部地区に在住する源河出身者及び縁故者で、会の趣旨に賛同する者とされている。1993年4月時点の会員数は、95世帯となっている。

沖縄においては、「郷友会」が各地の集落に関わって存在する。これは、奄美の場合、与論町や沖永良部島など市町村や島単位で構成される郷友会と較べて対比的である。また、沖縄や奄美にみられる郷友会は、わが国においてこの地域に特徴的である。沖縄における戦後の郷友会は、ヒアリングでは、1950年代頃から形成され始まったといわれるが、検討してみなければならない。源河の郷友会は、中部と那覇のものそれぞれが1972年に創立したものである。

沖縄の郷友会は、相互扶助のための「結い」と親睦・交流のための「結い」と、郷土との連携・協力をすすめること等が主な目的とされている場合が多いという。また、沖縄においては、郷里を離れても、郷里を構成する一員であるという意識が強いことに特徴があることを指摘しておこう。沖縄における郷友会の動向は、いわば「潜在集落民」として集落の特質を生み出しているといえる。

(注)

- 1) 例えば、1997年度における名護市社会教育行政の「基本方針と重要施策」では、重要施策の(6)に「市史編纂事業の推進」が位置づけられ、綿密な地域資料の収拾と保存活動が展開してきた。また、「字誌づくりの推進と支援を行う」ことがうたわれ、内容の濃い「資料提供と編集協力」が行われている(以上、出典は名護市社会教育課行政文書による)。特に、1988年3月に発刊された『名護市史本編11、わがまち・わがむら』(名護市史編纂委員会編、全756ページ)は、市内55字(集落)について、歴史と現況の記録と分析を行っている。ここでその詳細を紹介することは省くが、字に関する歴史的分析が、市史本編の分厚い一冊として位置づけられるところに、名護市における集落の持つ内実の豊かさが示されている。このとりくみは、各集落の「字誌づくり」に少なからぬ影響を与えている。
- 2) 照屋秀裕「社会教育職員と青年団活動」『月刊社会教育』国土社1996年3月号, No.482, 38ページ, などが参考となる。
- 3) 沖縄で「シマ」という場合、集落としての字を示すことが多い。また「島」そのものを示すこともあるが、「シマ社会」などと示す場合は、前者を指していることが多い。

2章. 集落における年中行事と民間信仰

名護市の集落においては、他の地域と同様に、様々な年中行事が日常生活の中で展開され、祭りや芸能の豊かな土壌となっている。これらは、民間信仰との結びつきがあって初めて集落に位置づいた行事になっていると言える。このような、地域生活と祭りと信仰がそれぞれ密接に結びついた形態は、独自の祭祀世界と豊かな文化性を有した、沖縄の集落において明確に見ることができる。ここでは、沖縄の集落における年中行事・民間信仰の現状とその役割を見ていくことにする。

1. 生活と密着した年中行事

沖縄の集落における独自の民間信仰は、年間を通して生活の様々な場面にその存在を見ることができる。

屋部集落では、その一つが八月踊りである。八月踊りとは、旧暦の8月8・10・11日に行われる行事で、集落の御嶽(うたき) (ないしは、拝所(はいしよ))の神々に五穀豊穡を感謝し、豊年を祈願する祭りのことを指す。1985(昭和60)年当時の屋部区長は次のように述べている。「区民は嬉しいにつけ、悲しいにつけ、常に村踊りをやることによって、祖先への感謝、村の融和と発展、農作物の豊作を神に祈って参りました。このことは、今後とも変わることなく区民の心の支えとして、財産として、子孫に残していきたいと考えております」¹⁾。

また、日常の生活においても、集落行事や家庭内の祭祀を合わせれば、年間38(表2-3参照)もの年中行事が、今なお人々の生活に実際に息づいている。それらのうち代表的な伝統行事は、公民館の行事予定表に組みこまれ、集落の祭りとして位置づけられている。集落における年中行事は、公的場面に位置づけられることによって、すたれることなく人々の意識のなかに認識されていくのである。

沖縄では、人々の意識や実際生活において、神と人とを棲み分ける発想はむしろ少なく、神と共存していくための祈りや願いが大切にされ、集落のなかに、神に感謝する空間が存在しているのである。

2. 沖縄の民間信仰の特徴

沖縄の人々は、自然崇拜を基盤とした独自の民間信仰を持っている。そして、そこに内包される世界観や宗教観は多彩であり、自然界・人間界の両世界において様々な神が存在しているのである。

沖縄の神観念は次のように大きく6つに分けられる。①自然現象と結びつき、天や海・太陽等の

自然環境に神を想定したもの。②人間界に存在し、より人間に密接な関わりを持つもの。これらの神は、火の神・屋敷神等であり、人々の守護としての役割を持つ。③生活資材を用いる地位や職にあるものの守護神（船の神など）としての色彩を帯びた神観念。④特定の時間を経た祖先が神格化した祖先神。⑤生きた人間を神として崇める現人神的観念。例えば、女兄弟が男兄弟を守護する神としての「オナリ神」信仰と、神の啓示をうけた特定の人間が神職の職能者になる「神人」観念が存在する。さらには、⑥一般に悪霊や邪神としての負の存在²⁾である。

中でも特徴的なのは⑤の「神人」観念である。これは神と人との間に媒体としての現人神である「神人」を位置付けたものである。屋部集落の場合、正式には神人の役職が18席設けられており（図2-1参照）、「我が屋部村で最も重要な儀式（中略）」³⁾で、その時の中心である「ハミンチュたちもまた聖なる心で古式どおり祭司を行なう。その祭りは村の最も聖なる場所アサギを中心とした地域で行なわれる」³⁾。これが「御願行事」である。御願行事には神人が不可欠である。神人が居なければ行事自体が始まらないと言ってもよい。この御願行事は沖縄の各集落のどこにも存在し、年間を通した集落行事に占める割合も大きく、その祈願内容も様々である。これらを、屋部・源河の両集落で具体的に紹介してみよう。

屋部集落は他と較べて大きな集落である。また、屋部の八月踊りが県の無形民俗文化財の指定を受けていることもあり、人々の年中行事に対する意識も高く、その数も多い。屋部集落独自の行事としては火の御願と寺ブリーメーが特徴的である。火の御願は、大正10年に生じたアサギの火事をその由来とし、今日まで続けられている。寺ブリーメーは、集落に日照りが続いた時期に、雨請いを行なった僧にちなんだ行事で、沖縄でも珍しい寺の祈願行事である。その他、農耕行事として、麦に関する御願を行なうパダカムギ、ムシバライは害虫駆除、ウマチーは稲穂祭りである。そして、年最後に一年の感謝と来る年の幸福を願って行なわれる十ヶ所御願を以て年間のサイクルとするのである（表2-1参照）。

一方、源河集落の御願行事は、屋部集落に較べて、数の上では少々少ないが、新規に設けられた御願もあり興味深い。源河独自の行事としては、交通安全祈願祭がある。これは近年設けられたもので、集落民の無事を願った御願が行なわれ、人々にはお守りが配られる。初御願は新年の祈願、アブシバレーは虫払い、ウマチーは麦大祭、ヒチューマは新米の御願、ウガヌーは一年の感謝と来る年の祈願である（表2-2参照）。このように名称は異なっても性格は各集落とも共通するものが多く見られ、沖縄には集落と集落民の安泰を願う行事が多く存在する。

また、沖縄においては集落を中心として行なう行事の他に各家庭で行なう家庭内祭祀も多彩である。集落の行事に加え、家庭でも個人的に家族を守る祈願が主婦を中心として行なわれる（表2-3参照）。このように沖縄の民間信仰は、集落や家庭を単位とした年中行事として、人々の生活のなかに息づいているのである。

図2-1 屋部神役組織図



(『屋部の八月踊り130周年記念誌「屋部の八月踊り」より』)

表2-1 屋部集落の月別御願行事

御願行事	旧 暦	場 所
火の御願	1/9	アシャギ
バダカムギ	2/吉日	祝女殿内
ナームギ	3/吉日	
ムシバライ	4/吉日	
ウマチー	5/13	
	15	
ウマチー	6/吉日	屋部寺
豊年踊り	8/8	
	10	拝所10カ所
寺ブリーメー	9/吉日	
十カ所御願	10/15	

(屋部集落『御願台帳』より)

表2-2 源河集落の月別御願行事

御願行事	旧 暦	場 所
交通安全祈願祭	1/2	源河宮
初御願	1/2	
アブシバレー	4/吉日	
ウマチー	5/吉日	
ヒチューマ	6/25	
豊年祭	8/10	
ウガヌー	9/9	

注) ヒチューマは現在行われていない

(源河集落『1997年総会資料』より)

表2-3 屋部年中行事一覧表

旧暦月日	記号	行 事	旧暦月日	記号	行 事
1月1日	△	チータチヌビー (元旦の日)	5月15日	○	ウマチー御願 (御祭り御願)
	△	タチウガン (立御願)		△	ハミウガミ (神拝み)
2日	△	パチバル (初原)	6月吉日	○	ウマチー御願 (御祭り御願)
	○	デークニースープ (大根勝負)	25日	△	ナーガラグシキン 別称(ミーメー:新米)
3日	△	ハーウガミ (川拝み)	7月7日	△	七夕

旧暦月日	記号	行 事	旧暦月日	記号	行 事
1月7日	△	ナンカヌシク (七日の節句)	7月 ¹³ ~ ₁₅ 日	△	シチグワチ (七月)
9日	○	アサギ御願	8月8日	○	ウタカウイ
1~12日	△	パチトシビー (初歳日)	9日	△	スワシウイミー (紫差折日)
14日	△	トワユックワ (十四日)	10日	○	パチグワチウガミ (八月拜)
16日	△	ミーサ	15日	△	パチグワチピガン (八月彼岸)
2月10日	○	バダカムギ御願 (裸麦御願)	9月9日	△	キクザキ (菊酒)
15日	△	ニングワチピガン (二月彼岸)	15日	○	テラブリメー
吉日	△	ミャーウガン (庭御願)		△	ミヤダニウイミー (みや種子折日)
3月3日	△	パマウリ (浜下り)	10月15日	○	十カ所御願
	△	パマジューコー (浜焼香)	吉日	○△	タントイ
3月吉日	△	シーミー (清明祭)	11月吉日	△	トンジー (冬至)
吉日	○	ナームギ御願	8日	△	プウキヌウエー
4月吉日	○△	アラシバレー (畔払い・虫払い)	12月8日	△	ウニムーチー (鬼餅)
5月13日	○	ウタカウイ	24日	△	ウシリガフーウガン

○印は字で行う行事 △印は各家庭で行う行事

3. 集落における神人の役割

さらに、御願行事を司る神人について検討していこう。神人とは、集落祭祀の施行者、ないし神役の総称であり、前段で述べたように、集落の安泰祈願に関連した御願行事にのみ登場する。神人の多くは各集落の中心的な門中（ムンチュー。父系血縁によって結びつく集団。同族集団。）の中から輩出されている。神人のなかでも女性の役割・位置は高く、神役の最高位は、神役組織図（図2-1）の中心に位置する祝女（ノロ、ヌル）である。その下に集落から選ばれた神女・神役が配置される。神人の役職の数は集落ごとに異なり、集落にさだめられたすべての役職が揃うことは少ない。

現在屋部では、神役組織（図2-1）の内3名が実際に在職し神への祈願を行なっている。源河でもまた、祝女役を含めた3名が御願行事を行なっている。このような神人の多くは、各集落の中心的な門中内から輩出され、その選定は個人や集団の意志にのみ委ねられるわけではない。源河ノロを務める照屋ハルさんの場合、神人になった由縁は次の通りである。「祝女になったのは神ダーリ（神懸かり）・病気・神のお告げ・占いの託言によってである。（照屋さんが通常の生活を送れない病状に対して）ユタは“この子は神生まれ、神育ちしている。ノロを受けないで神から逃げているから今の状態になった。受けないと助からない”といった。自分の意志では選択できないものである。その後、占いの託言を契機に親族にも認められた」¹⁾。このように、神人になる過程には神懸かりや病気、託言等の条件を介した神の意志とも言うべきものが必要とされる。それを満たした者

が門中や集落民の承認を受けることによって神人として集落内に成立していくのである。

こうして集落に成立した神人が、行事に具体的にどのように関わってくるかを屋部集落の五月ウマチーと八月踊りを例に見てみることにする。屋部の集落の五月のウマチー（稲穂祭り）においては、初めに神人は各門中のムトゥ（本家）に行き衣装に着替え、行事を司るノロは祝女殿内（ヌンドゥルチ）でヌルピヌカン（ノロの神）の祭祀を済ませてから、他と異なる黄色の衣装で、髪差しをし、男神を連れてアサギにやってくる。「アサギにハミンチュー同が出そろうと、祝女を先頭にして一同はイジミガー（柳の生えていた泉、アサギの東後方役5メートルの田の中にある）に行き、泉の神に（中略）ノロが合掌すると、他の神人もこれに従う」⁵⁾。その後田から稲穂を抜き、アサギに入り稲穂に同様の祈願を行ない、「それが済むと祝女と神人たちは各自の信仰するムトゥのピヌカン（火の神）に今日の祭りの次第を報告して祭祀は終わりとなる」⁶⁾。

八月踊りでは、神人の祈願行事は五月ウマチーと同様であり、祈願する御願（拝所）が異なる。アサギ庭の南に位置するサグンガミ屋敷で御願を行い、以前は男神二人がハーミーヘラシ（海亀をひっくり返す神事）があった。御願が済むと道ジュネー（村を練り歩く行列だが、村人たちの行なう道ジュネーは、神人たちに八月踊りの案内をかけてから出発するのである。その後奉納舞が行なわれるが、「ハミンチュはアサギから区長に案内されて神衣装のまま舞台の正面に座り、この三つのウグワンヨドゥイ（御願踊り）を鑑賞する。つまり、村人から芸能を奉納されるわけである」⁷⁾。最後に先祖の家で祭祀を済ませて、八月踊りにおける神人の役割は終わる。両行事において、神人はすなわち神として集落に存在し、行事を取り仕切っていることがわかる。そして行事における神の有無が、今後の年中行事の性格を大きく変容し左右する可能性を持つことを軽視できない。

こうして今も尚、集落で承認を受けて位置づけていく神人の、集落における存在意義とは何か。御願行事の内容は、農作物の豊作や一年の健康祈願といった、人々の生活に直接影響を及ぼすものである。そのため、日々の安泰を願う心は集落民全員に共通した想いとして存在している。神人とは、こうした想いを御願行事という場において増長し、共感的感覚を生じさせる媒体なのである。祭りという非日常の空間に神人が表れると、人々は神人を神そのものとしてみなす共通の「神観念」で結ばれる。この神観念は、元から人々にあった安泰を願う素朴な心情と相互作用し、時間・空間を共有する者の心を結ぶ絆＝共感を生むのである。「共感性」は、集落という共同体を結びつけ、維持し運営していく上で欠かすことのできない一要因であり、これは集落の様々な行事・祭りに内包されているのである。

4. 八月踊りにおける神人と集落の人々

屋部集落で最も重要視される八月踊り（豊年祭）を例にとり、祭りにおける神人や集落の動きを詳しく紹介する。行事自体は3日間にわたって行なわれるが、集落の動きはそれに前後して計画される。

まず初めミンクバイ（面配り）が行なわれる。これは豊年祭で踊る役者を決める行事である。ミンクバイは、区長と踊り団長名において招集される。ここに参加するのは踊りの教師や地謡をはじめ、婦人会、向上会、青年会など集落の主要な自治団体である。配役の決定後は、区長、踊り団長、踊り団会計がアサギに報告し、八月踊りの成功を祈願するのである。そして本番直前の休日にユチミギリ（枝切り）が行なわれる。八月踊りの正日（8月10日）に行なわれる道ジュネーの際、行列が通りやすいようにするため、道々に伸びた木々の枝をはらい掃除する行事で、向上会、青年会によって行なわれる。道ジュネーの通りだけでなく、依頼されると道の木々の剪定も行なう。メースタミ（リハーサル）は旧暦8月7日に行なわれ、本番と同じに小道具を揃え、幕間も計り、時間の計算、照明等の調整を終えてしまう。当番制で相等量の衣装へのアイロンかけも行なわれる。このように祭り事前の動きとしては、祭り当日に向けた集落をあげた取り組みが見られる。

八月踊りの当日は、スクミ（仕込み）が行なわれ、旧暦の8月8日午後7時に開始される。近年はその日を敬老会に位置づけ、婦人会による区のお年寄りの接待が行なわれる。また、要望があれば八十八歳の米寿祝いを合同で行なうこともあり、老人会の関わりと集落や祭りへの位置付けが見られる。この日から着付け、化粧が行なわれ、終了後は反省会があり、細かな調整がある。

8月10日、正日の日程は、御願・道ジュネー・御願踊り・ワカリである。午後2時頃、神人たちがサグン神（集落内の拝所のひとつ）での御願を済ませ、アサギ（神が座す場所）に集まると、区民もアサギ庭に集まり、道ジュネーが始まる。道ジュネーは、村のシンボルである旗頭がアサギに立てられ、「稲摺節（イニシリブシ）」という舞の奉納後出発し、各主要場所で奉納舞を踊り、豊年を祝いながら集落を一周、約1時間で終了する。その間神人はアサギで到着を待つ。この一連の行事の構成を見れば、行事参加する集落民の顔ぶれがわかる。行事関係者の他に、パトカー、保育園・幼稚園児童約80名、交通安全友の会2名、婦人会約50名、有志会約70名等の参加が見られる。道ジュネーの終了後、「神人を公民館に設けられた舞台に案内し、『御願踊り』（長者の大主、コテイ節、稲摺節）といわれる神への奉納舞を、神人と集落民が同じ公民館の空間内で鑑賞する時間を設け、神と人とが同じ空間を共有するのである。神人が人へと戻るのは、『御願踊り』の後で衣装を解いてからである。その後、公民館では残りの演目が上演される。

豊年祭最終日はワカリである。内容は前二日と同じだが、演目終了後アサギ庭に旗頭が立てられ、祭りの成功を祝って舞が舞われ、来る年の豊年を願い、旗は東に向けて倒されるのである。祭り後には、「ワカリザンカイ（分散会）」によってその年に結成された踊り団の解散が行なわれ、屋部の八月踊りはここまでを以て終了となる。

5. 公民館と神人

集落の御願行事において、各集落の神人全員で執り行う御願は豊年祭のみである。それ以外は、神人最高位のノロと区長の2人で取り仕切られる。両者の関係は、基本的には区民の代表である区

長の依頼によって、神人が御願を行なうという形態をとる。というのもここで行なう御願は集落祈願であり、区民からの依頼がないかぎり、神人が自発的に行なう種類のものではないからである。そして、行事の中で御願をするのはあくまで神人であり、区長はお供え等の介助を行なう助手的な立場、つまり集落民の代表としての位置づけとなる。

また、御願費として神人に支払われる公的予算についても言及しておきたい。屋部公民館においては、1987年の御願費が130,000円組まれており、前年と比較し20,000円の増加が見られる。集落は、御願ごとに3,000円の御願料を神人に支払う。また、御願費に代わり、区長が公費で用意したお供え用の米や酒をそのまま神人に渡していた頃もあった。

源河においても御願費が存在する。その内訳は、神人が集落の各御嶽で毎月1日・15日に行なう御願費が神人手当てとして記載され、源河神人3人に3,000円ずつ12カ月の支払いが定期的に行なわれている。さらに集落の御願行事に際しては、各行事に5,000円の御願費の支払いがある。また、源河では新規の御願行事である交通安全祈願祭があり、交通安全友の会の予算説明にも神人謝礼金の記載が見られる(表2-4参照)。

表2-4 集落予算と御願・神人予算

●屋部公民館

項目	予算	増減	備考
御願費	130,000	+20,000	寺ブリーダー、十ヶ所御願ほか

(『屋部区公民館1997年総会資料』)

●源河公民館

項目	予算	増減	備考
神人手当て	108,000	0	3,000×3名×12カ月
御願費	30,000	-10,000	5,000×定期6回

(『源河区公民館総会資料』)

●源河公民館

項目	予算	増減	備考
祈願祭費	92,000	+7,000	お守袋代金、神人謝礼金

(『交通安全友の会1996年総会資料』)

6. 小 結

ここでは、以下の3点が言える。一つは、沖縄には、沖縄固有の世界観に基づいた民間信仰があり、人々の日常生活のなかに深く位置づいているということである。二つ目には、沖縄においては同様に、民間信仰と結びついた伝統芸能と祭りが人々の生活と意識のなかに根深く存在しているこ

とである。祭りや芸能、御願行事は神人と区長によって司られ、その神人も特別な存在ではなく身近な人間であることから、人々にとって神（信仰）は遠い存在ではないことを示す。神人とは、人々に神を媒体する存在であり、その存在は人々の日常生活に信仰が生きていることの証明である。三つ目に、今まで述べてきたことから、祭り、伝統芸能、文化と民間信仰は、集落民の願いや喜びの共通の表現、悲しみや不安への癒しの場となり、集落の人々の生活の共同を支えるエートスを生み出している。御願や祭によって人々は心を結び、共に支え合う（共同）生活の感性を育み、祭りはまた人の情念のほとばしる場面を生む。本来、集落をエリアとする祭り、芸能、民間信仰は、このように感性を結び、人々の生活に生きる願いや喜びを表現し、実感する内実を形成しているといえる。

<注>

- 1) 『名護市・屋部の村踊り』（1985年）に掲載の屋部区長、比嘉為考氏のあいさつより抜粋
- 2) 『沖縄大百科事典』沖縄大百科事典刊行事務局編集 沖縄タイムス 1983年
- 3) 『屋部の八月踊り130周年記念誌（屋部字誌別巻）「屋部の八月踊り」』
屋部の八月踊り130周年記念祭実行委員会、でいご印刷、1996年、P39、上段
- 4) 筆者等が行なった源河ノロ（照屋ハル）さんのヒアリング記録より（1997年10月5日）
- 5) 『屋部の八月踊り130周年記念誌（屋部字誌別巻）「屋部の八月踊り」』
屋部の八月踊り130周年記念祭実行委員会、でいご印刷、1996年、P39、下段
- 6) 同前掲 P40 上段
- 7) 同前掲 P41 下段